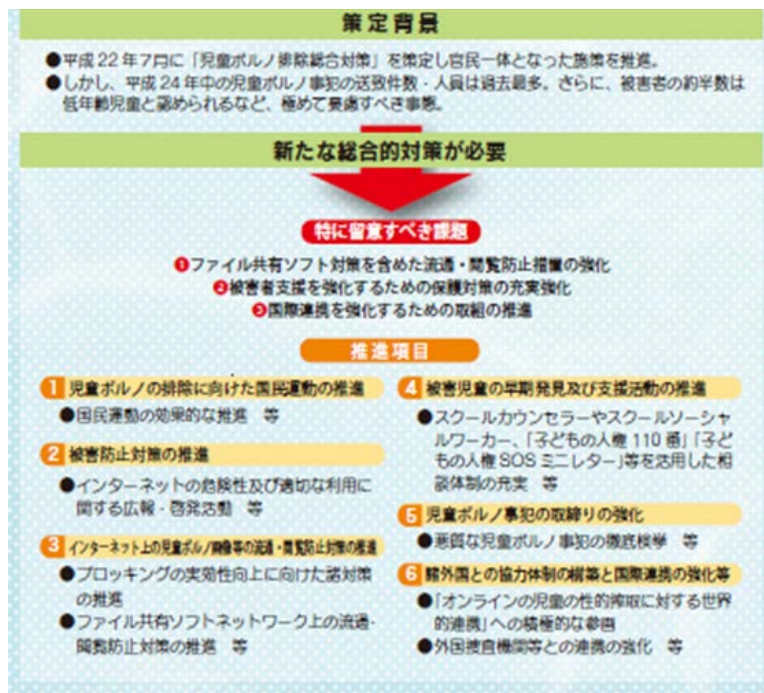


第2-3-27図 第二次児童ポルノ排除総合対策の概要



(出典) 内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/>)

内閣府は、平成25年11月、関係団体などで構成する第4回「児童ポルノ排除対策推進協議会総会」(会長：内閣府副大臣)を開催した。また、公開シンポジウムにより児童ポルノ根絶に向けた国民運動の輪が更に広がるよう呼びかけを行っている。平成25年度の公開シンポジウムでは、「児童ポルノ画像の流通・閲覧防止に向けた民間の自主的な取組」についての基調講演が行われたほか「児童ポルノの流通・閲覧防止の強化」をテーマにパネルディスカッションが行われた。(第2-3-28図)

第2-3-28図 児童ポルノ排除対策に関する協議会・シンポジウム

(1) 児童ポルノ排除対策推進協議会総会



(2) 児童ポルノ排除対策公開シンポジウム



(出典) 内閣府資料

警察は、児童ポルノをめぐる情勢が深刻な状態にあることから、「児童買春・児童ポルノ禁止法」による積極的な取締りなどに努めている。平成25年には、1,644件、1,252人を検挙した。また、出会い系サイトなどを利用し、組織的に児童買春の周旋を行う事犯や、飲食店、マッサージ店などの合法的な営業を装いながら、児童に卑猥な言動などで客に接する業務をさせるものが出現していることから、

その実態把握の推進と情報の分析、積極的な取締りなどに努めている。

なお、児童ポルノの流通・閲覧を防止するため、インターネット・サービス・プロバイダなどの関連事業者による**ブロッキング**が実施されている。

### (3) 「出会い系サイト」や「コミュニティサイト」の問題（警察庁）

警察は、「出会い系サイト」に起因する事犯について、平成25（2013）年には、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平15法83）違反339件、「児童買春・児童ポルノ禁止法」違反事件156件、青少年保護育成条例違反54件を検挙している。また、出会い系サイト以外のコミュニティサイトを利用して子どもが犯罪被害に遭った事犯については、「児童買春・児童ポルノ禁止法」違反835件などを検挙している。また、子どもが援助交際を求めるなどのインターネット上の不適切な書き込みを**サイバーパトロール**によって発見し、書き込みを行った子どもと接触して直接に注意・指導などを行う**サイバー補導**を推進している。

### (4) 子どもの犯罪被害の防止

#### ア 学校における安全管理（文部科学省）

文部科学省は、「**学校安全の推進に関する計画**」<sup>155</sup>（平成24年4月閣議決定）に基づき、学校における安全管理を推進している。また、「**学校・家庭・地域の連携協力推進事業**」として、警察官OBなどからなる**スクールガード・リーダー**による学校の巡回や学校安全ボランティアに対する警備のポイントの指導、学校安全ボランティアの養成、各地域における子どもの見守り活動に対する支援を行っている。さらに、「**子供安心プロジェクト**」として、都道府県教育委員会が行う防犯教室などの講師となる教職員などに対する講習会の開催を支援している。

#### イ 関係機関・団体からの情報の活用（警察庁）

警察庁は、法務省から子どもを対象とした暴力的な性犯罪に係る受刑者の出所情報の提供を受け、出所者の更生や社会復帰を妨げないように配慮しつつ、訪問による所在確認や同意を前提とした面談を取り入れるなど、犯罪の予防や捜査の迅速化への活用を図っている。

警察は、子どもが被害に遭った事案や、子どもに対する犯罪の前兆と思われる声掛けやつきまといの発生に関する情報が、迅速に保護者などに対して提供されるよう、警察署と学校・教育委員会との間で情報共有体制を整備している。これらの情報を、都道府県警察のウェブサイトで公開し、電子メールなどを活用した発信も行っている。また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、警察庁から委託を受けた民間団体が少年福祉犯罪や児童虐待事案、人身取引事犯などに関する通報を国民から電話やインターネットにより匿名で受け付け、事件検挙への貢献度に応じて情報料を支払う「**匿名通報ダイヤル**」を運用している。

#### ウ 人身取引対策（内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

人身取引は、重大な人権侵害であり、被害者に対して、深刻な肉体的・精神的な影響を与え、その被害の回復が非常に困難である。人道的な観点からも、迅速・的確な取組が必要とされている。

政府では、「**人身取引対策行動計画2009**」に基づき、人身取引対策に係る懸案に適切に対処し、政府一体となった対策を推進している。また、外国の関係機関、国際機関及びNGOとの協力を強化して、人身取引の防止を図るとともに、潜在化している可能性のある人身取引事案をより積極的に把握し、その撲滅と被害者の適切な保護を推進している。

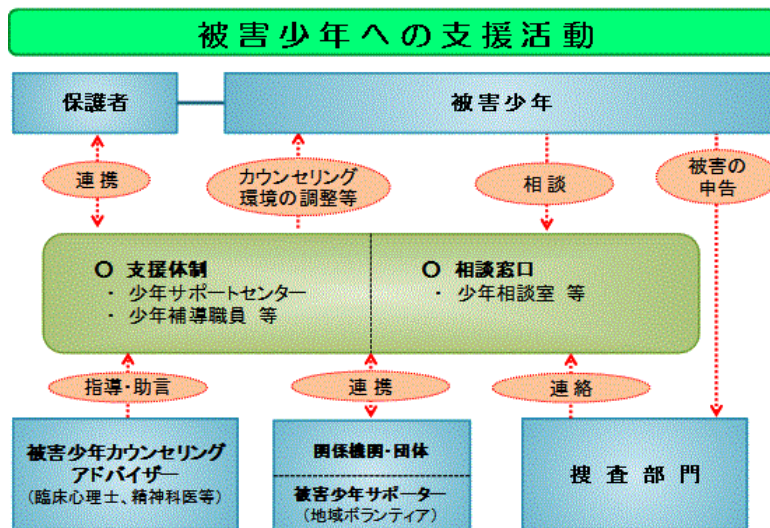
155 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1320286.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1320286.htm)

## 4 犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応（警察庁，法務省，文部科学省，厚生労働省）

人格形成の途上にある少年が犯罪などにより被害を受けた場合，その後の健やかな育成に与える影響が大きい。被害を受けた少年の心のケアに当たっては，その悩みや不安を受け止めて相談に当たることや，家庭・友人関係・地域・学校といった少年が置かれている環境に関する問題を解決すること，関係機関が連携して必要な支援をしていくことが大切である。

警察は，被害者の再被害を防止するとともに，その立ち直りを支援するため，少年補導職員による指導助言や被害者に対するカウンセリングを継続的に行っている。臨床心理学や精神医学といった高度な知識・技能や豊富な経験を有する部外の専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し，その適切な指導・助言を受けながら，支援を実施している。また，それぞれの地域において，保護者などとの緊密な連携の下に日常の少年を取り巻く環境の変化や生活状況を把握しつつ，きめ細かな訪問活動などを行うボランティアを「被害少年サポーター」として委嘱し，これらの者と連携した支援活動を推進している。（第2-3-29図）

第2-3-29図 警察による被害少年への支援活動



（出典）警察庁資料

文部科学省は，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し，関係機関とのネットワークを活用するなど多様な支援方法を用いて，被害を受けた子どもの立ち直りを支援する活動を推進している。さらに，子どもの心のケアに対する対応充実を図るため，教職員などを対象とした研修会，シンポジウム，教職員向けの指導参考資料の作成などを行っている。

## 5 いじめ被害，自殺対策

### (1) いじめ被害対策

いじめは，いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるが，どの子どもにも，どの学校でも起こり得るものである。

いじめの防止のための対策は，学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることや，全ての子どもがいじめを行わず，また，いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめの問題に関



する子どもの理解を深めることを旨として行われなければならない。また、いじめを受けた子どもの生命と心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭などの関係者が連携することが必要である。

ア 「いじめ防止対策推進法」の成立

平成24（2012）年7月、滋賀県大津市における、いじめの問題を背景とした中学生の自殺事案に関する報道をきっかけに、いじめの問題が大きな社会問題となった。教育再生実行会議の第一次提言「いじめの問題等への対応について」でも、いじめについての基本的理念や体制を整備する法律の必要性が言及され、また、国会でもいじめに対して立法で対応すべきとの議論が行われた。平成25（2013）年6月、議員立法により「いじめ防止対策推進法」が成立し、9月に施行された。（第2-3-30図）

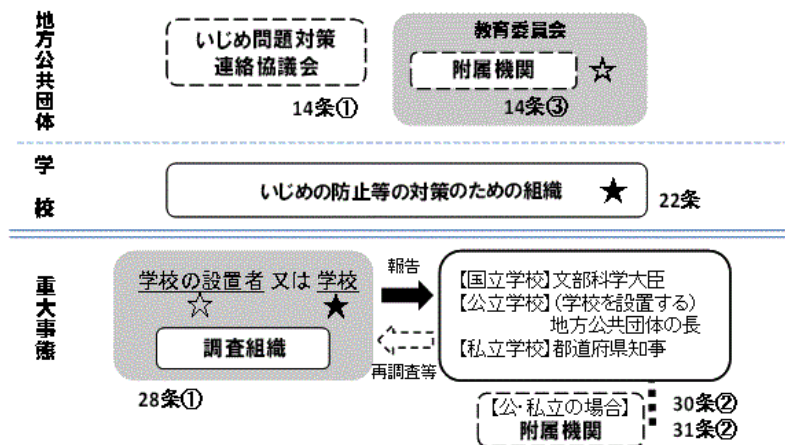
第2-3-30図 いじめ防止対策推進法

(1) 法の概要

- ・いじめ防止対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務
- ・国、地方公共団体、学校による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（国と学校は義務、地方公共団体は努力義務）
- ・地方公共団体は、学校、教育委員会、児童相談所、法務局や地方法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる
- ・学校は、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置く
- ・学校の基本的施策：①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- ・国・地方公共団体の基本的施策：①いじめの防止等の対策に従事する人材の確保、②調査研究の推進、③啓発活動 など
- ・個別のいじめに対して、学校は、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた子どもやその保護者に対する支援、③いじめを行った子どもに対する指導やその保護者に対する助言、④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携 を実施
- ・学校の設置者や学校は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、いじめを受けた子どもとその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。重大事態が発生した旨を地方公共団体の長などに報告し、地方公共団体の長などは、必要と認めるときは、その調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる

(2) 法に基づく組織の設置イメージ

実線は法律上必置の組織。点線は法律上任意設置の組織。星印(☆, ★)の組織は兼ねることも考えられる



(出典) 文部科学省資料

(注) 1. ☆については、附属機関の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる。

2. ★については、法第22条に規定する組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

## イ 「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定

文部科学省は、「いじめ防止基本方針策定協議会」<sup>156</sup>での検討を経て、平成25（2013）年10月に「いじめ防止対策推進法」第11条に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」<sup>157</sup>（以下、「国のいじめ防止基本方針」という。）を策定した（第2-3-31図）。平成25（2013）年10月、11月には、教職員や教育委員会などの関係者がいじめの問題に取り組むために必要な基礎的な知識の習得と理解を図るとともに、地方公共団体や学校におけるいじめ防止対策が総合的かつ効果的に推進されるよう、「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」を開催するなど、「いじめ防止対策推進法」と国のいじめ防止基本方針の周知徹底に努めている。

第2-3-31図 国のいじめ防止基本方針

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- いじめの定義、いじめの理解
- いじめの防止等に関する基本的考え方 など

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

## 1 いじめの防止等のために国が実施する施策

- いじめ防止基本方針の策定、いじめ防止対策協議会（仮称）の設置 など
- いじめの防止等のために国が実施すべき施策
  - ①いじめの防止（豊かな心の育成、子供の主体的な活動の推進、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保・資質能力向上、調査研究等の実施、普及啓発）
  - ②早期発見（教育相談体制の充実、地域や家庭との連携促進）
  - ③いじめへの対処（多様な外部人材の活用等による問題解決支援、ネットいじめの対応）
  - ④教員が子供と向き合うことのできる体制の整備

## 2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策

- 地域基本方針の策定
- いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置
- 地方公共団体が実施すべき施策

## 3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- 学校におけるいじめの防止等に関する措置
  - i) いじめの防止 ii) 早期発見 iii) いじめに対する措置

## 4 重大事態への対処

- (1) 学校の設置者や学校による調査
    - i) 重大事態の発生と調査
    - 調査主体：学校の設置者や学校
    - 調査を行うための組織
      - ・ 職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める
    - 事実関係を明確にするための調査の実施
      - ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合：いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施
      - イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合：当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取
  - ii) 調査結果の提供及び報告
    - ①いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
    - ②調査結果の報告
- (2) 地方公共団体の長などの再調査及び措置
  - i) 再調査
  - ii) 再調査の結果を踏まえた措置 など

（出典）文部科学省資料

156 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/kyougikai/1341335.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/kyougikai/1341335.htm)

157 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1340770.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340770.htm)

### ウ いじめ対策の総合的な推進

文部科学省は、これまでも各種通知などにおいて、都道府県・指定都市教育委員会や学校などに対し、いじめの早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくり、教育委員会による支援、全ての学校でのいじめに関する「アンケート調査」の実施、いじめが生じた際には問題を隠さず学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきこと、問題行動に対しては懲戒・出席停止を含め毅然とした対応をとることなどを求めてきた。平成26（2014）年度には、以下をはじめとする様々な取組により、いじめ問題に対する取組を総合的に推進する。（第2-3-32図）

- ・幅広い外部専門家を活用していじめ問題などの解決に向けて調整、支援する取組の促進
  - －第三者的立場から調整・解決する取組（平成25年度100地域→平成26年度134地域）
  - －外部専門家を活用して学校を支援する取組（平成25年度100地域→平成26年度134地域）
  - －学校ネットパトロールへの支援（平成26年度10地域（新規））
- ・未然防止
  - －**道徳教育地域支援事業**：社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな人間性を育む道徳教育を推進
  - －対話・創作・表現活動などを通じた子どもの思考力、人間関係形成能力の育成
  - －子どもの健全育成のための体験活動の推進：小・中・高校などの農山漁村などでの体験活動の取組を支援（平成25年度269校→平成26年度468校）
- ・早期発見・早期対応
  - －**スクールカウンセラー**の配置拡充：生徒指導で大きな課題を抱える公立中学校などで常時子どもが相談できる体制づくりを推進するため週5日相談体制の導入、公立小・中学校の相談体制の連携促進のために小中連携型配置の導入
  - －**生徒指導推進協力員・学校相談員**の配置：子どもの悩みや不安などの相談を受けたり子どもの非行・問題行動などの早期発見、緊急時の対応などを実施
  - －**24時間いじめ相談ダイヤル**を周知徹底するための紹介カードを配布
  - －**スクールソーシャルワーカー**の配置拡充：教育に関する知識に加え、社会福祉などの専門的な知識と経験を有する専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を拡充（平成25年度1,355人→平成26年度1,466人）
- ・教職員などの配置改善の推進・教員研修の充実
  - －教職員定数の配置改善：少子化を踏まえた合理化を図りつつ、いじめ問題への特別な指導を行う学校への支援などのため、303人の加配定数を改善
  - －教員研修センターによるいじめ問題に関する指導者養成研修の実施
- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応、事後支援を行うなど、いじめ問題などへの対応に関する実践的な取組の調査研究を実施

また、インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）に対応するため、子どもや保護者向けの啓発用リーフレットや、学校や教職員向けの対応マニュアル、学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集を、教育委員会などへ配布している。